

鶴岡市立荘内病院経営強化プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市立荘内病院経営強化プラン（令和6年度～令和9年度）（以下「経営強化プラン」という。）の実施状況について点検し、これを評価するとともに、その見直しに係る基本的な事項について意見を聴くため、鶴岡市立荘内病院経営強化プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経営強化プランの実施状況の点検及び評価に関する事項
- (2) 経営強化プランの見直しに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 医療、福祉等に関する知識及び経験を有する者
- (2) その他病院事業管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和11年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その者の説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鶴岡市立荘内病院事務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。